

いぐさ・畳表対策の見直しについて

1. 趣 旨

最近のいぐさ生産をめぐる諸情勢を踏まえ、いぐさ・畳表構造改革の一層の加速化を図るため、以下の観点から、いぐさ・畳表対策の見直しを行う。

- ① 高品質畳表の価格下落リスクを緩和し、生産者が安心して高品質畳表の生産を行いうるよう、セーフティネット発動条件の見直し
- ② 伝統的な個別経営から脱却し、担い手を核とする企業的経営への転換を支援

2. 見直しの内容

(1) 助成基準価格のセーフティネット発動条件の見直し

現行の基本的枠組みを維持しつつ、

- ① 助成基準価格の算定期間は、平成15～17年（現行は平成13～15年）
- ② 助成基準価格の区分は、「銘柄品タイプ」及び銘柄品以外の「一般品タイプ」とする（現行は1区分）。
- ③ 「銘柄品タイプ」については、その中に銘柄品の規格毎の基準価格を設定。
- ④ 「一般品タイプ」の補てん率は60%とする（「銘柄品タイプ」は（80%））。

【例：熊本県の場合】

i. 銘柄品タイプ … 「ひのみどり」種で製織した畳表

ア. 『極』 … ひのみどり製品畳表検査規格（JA商品名：ひのさらさ）

イ. 『特選』 … 同 規格（JA商品名：ひのさくら）

ウ. 『準特選（仮称）』 … 同 規格の特等・1等・2等（JA商品名：ひのさやか）

ii. 一般品タイプ … 「ひのみどり」種以外の品種で製織した畳表

- ⑤ 新たな助成基準価格は、平成 18 年産より適用
- ⑥ 構造改革を促進する観点から、対象となる農家及び畳表の重点化を図る。
- ・対象となる農家は、銘柄品に係る品種の作付面積割合が5割以上。ただし、5割未満の場合にあつては、当該品種の作付けが毎年1割以上増加し、かつ平成21年までに5割以上となることが確実と見込まれること。
 - ・銘柄品に係る畳表は、110 cm以上の原草いぐさにより製織された畳表。

(2) 新たな協業経営転換特別対策（仮称）の創設（検討中）

家内工業的個別経営から担い手を核とする企業的（協業的）経営に転換するための支援措置を19年度予算から実施することについて検討。

具体的な事業内容については、今後、19年度予算編成プロセスの中で検討。

(参考)

見直しの概要

	14年制定	17年改訂	見直し内容
実施期間	14～16年	17～21年	同左（新基準はH18年産より適用）
基準年産	13年	13～15年	15～17年産
基準価格 (熊本県の場合)	1,220円	1,300円	銘柄品タイプ ① 極 : 4,415円 (JA商品名 ひのさらさ) ② 特選 : 2,585円 (JA商品名 ひのさくら) ③ 準特選(仮称) : 1,969円 (JA商品名 ひのさやか) ※ ひのみどり製品畳表検査規格による格付け 一般品タイプ : 1,159円
補てん率	80%	80%	銘柄品タイプ…80% 一般品タイプ…60%
限度数量	1,000万枚	750万枚	(750万枚)
対象農家	高品質品種の作付面積を一定程度増加	「農業所得が農家所得の50%以上」を追加	「銘柄品種の作付面積割合が5割以上。ただし、当該割合が5割未満の場合にあっては、銘柄品種の作付けが毎年1割以上増加し、かつ平成21年までに当該割合が5割以上となることが確実と見込まれること」を追加
対象畳表	基準市場等における取引	「97cm以上の原草いぐさで製織される畳表」を追加	「銘柄品は110cm以上の原草いぐさで製織される畳表」を追加